

令和元年8月23日
自動車局整備課**独立行政法人自動車技術総合機構に対する業務改善指示について**

令和元年7月8日、独立行政法人自動車技術総合機構中部検査部岐阜事務所において、自動車の審査業務に用いる前照灯試験器の判定値の設定に誤りがあったことが判明しました。

誤った判定値で検査が行われた車両は62台であり、当該62台は基準に適合しないにもかかわらず適合と誤判定したおそれがあります。

また、その後の同機構による調査において、誤った判定値で検査を実施した事実はなかったように偽装が行われていたことが判明しました。

本事案の発生を受け、国土交通省自動車局長は、同機構理事長に対し、厳正な審査業務の実施を徹底するため、再発防止策を講じるよう、本日、指示を行いました。

国土交通省自動車局としては、同機構において再発防止が徹底され、同様の問題が二度と発生することのないよう、指導監督を行ってまいります。

添付資料：独立行政法人自動車技術総合機構に対する業務改善指示文書

【お問い合わせ先】

自動車局整備課 だんむら 團村、太田
代表：03-5253-8111（内線：42422、42427）
直通：03-5253-8589 FAX：03-5253-1639